

様式第 3

会 議 録

会 議 名	平成 3 0 年度第 6 回野田市行政改革推進委員会
議題及び議題毎の 公開又は非公開の別	1 財政運営の健全化について(その 2)(公開) 2 ファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針の推進について(公開)
日 時	平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日(月) 午後 2 時から午後 4 時まで
場 所	市役所 2 階 中会議室 1・2
出席者氏名	会 長 山本和也 副会長 田中かよ子 委 員 小松栄、染谷よし江、津佐清、中野祐三郎、 山崎清、谷田貝しづ子、横川しげ子 事務局 今村繁(副市長)、佐藤裕(教育長)、上原正夫 (市政推進室長)、中沢哲夫(企画財政部長)、 佐賀忠(総務部長)、牛島修二(市民生活部長) 柏倉一浩(環境部長)、直井誠(保健福祉部長) 平野紀幸(児童家庭部長)、杉山一男(生涯学 習部長)、長妻美孝(学校教育部長)、小島雅 之(消防長)、金田昌丈(財政課長)、松本正 明(営繕課長)、内田一也(市民課長)、小林 智彦(障がい者支援課長)、染谷尚之(生活支援 課長補佐)、大久保貞則(行政管理課長)、堀江 賢司(行政管理課主幹)、武田真弓(行政管理課 長補佐)、大久保崇雄(行政管理課事務管理係 長)、島津奈身(行政管理課事務管理係主任主 事)、古谷尚久(行政管理課事務管理係主任主 事)
欠席委員氏名	江原正子
傍 聴 者	2 名

議 事	第 6 回野田市行政改革推進委員会の会議結果（概要）は、次のとおりである。
行政管理課長補佐	<p>平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日午後 2 時、開会を宣言し、会議の成立について報告した。会議の公開及び傍聴並びに会議録及び会議資料の公開について説明した。</p> <p>会議録作成のため録音機を使用することについて了解を得た。</p>
山本会長	<p>議題 1 財政運営の健全化について（その 2）</p> <p>財政運営の健全化について（その 2）の項目ごとに事務局の説明を求めた。</p>
行政管理課長	<p><資料に基づき、補助金の在り方の検討について説明></p>
山本会長	<p>補助金の在り方の検討について質疑及び意見を求めた。</p>
山崎委員	<p>資料 3 ページに「2 9 年度の実績で、1 1 5 の補助金」とあるが、現在の補助金の総額は幾らか。</p> <p>また、1 6 年度予算から補助金削減ルールを定めて補助金の削減を実施してきたとあり、その後に様々な見直しを実施して、現在に至っていると思う。その結果、どのように削減されたか具体的な数字があれば聴きたい。</p>
財政課長	<p>補助金 1 1 5 件については、2 9 年度の決算ベースの総額で 6 億 9 , 9 9 2 万 6 千円になる。また、見直しの効果としては補助金の返納や精算規定を設けて、2 9 年度決算ベースで 2 2 件返納精算した。金額としては、1 , 4 2 0 万円ほどが削減の効果となった。</p>
中野委員	<p>返納精算について単年度で計算しているのか。それとも長期で見て、貯まった金額で計算するのか。</p>
財政課長	<p>基本的に単年度の対象事業費が実際に幾らで、それに対しての補助金が幾らかという計算をして、場合によっては返納していただく形である。</p>
中野委員	<p>基本的に、補助金は複数年度に渡るような内容の事業には出さないのか。</p>
財政課長	<p>基本的に、複数年では見ておらず、毎年度必要な額をその年度ごとに積算して補助金を出している。</p>

中野委員	<p>例えば、10年計画で事業を行いたい場合は、1年ごとに補助金を積み立てて、後年度に使うて構わないということか。</p>
財政課長	<p>基本的に、その年度に必要な事業費に対して補助金を出すので、補助金を積立金や内部留保に回すことは認めていない。</p>
中野委員	<p>そうすると、例えば10年計画で10年後に行いたい事業の資金に係る補助金はどのように確保するのか。</p>
財政課長	<p>例えば団体によっては、周年事業があり、以前はそれに対して積み立てる団体もあった。今は基本的に、周年事業を行うときに必要な事業費を別に申請していただいて、それに対して別に補助金を出すという形にしている。</p>
中野委員	<p>例えば、そのような記念事業でなくても、複数年に係るものは、別に申請して事業費として通るか通らないかという考え方が。</p>
財政課長	<p>そのとおりである。</p>
津佐委員	<p>先ほど補助金の総額として決算で1,450万円の削減という話があった。しかし、資料では未だに2分の1の補助金が未整備の状況とある。なぜ未整備なのか。</p>
財政課長	<p>また、民間で考えると補助金の額が多いところから協議を始めると思う。恐らく、市でもそのようにしていると思うが、補助金額が多い団体で協議が終わっていないところがある場合はどのような理由か。</p>
財政課長	<p>現在、全事務事業の見直しを行っていて、その中で補助金の見直しを行っている。補助金の見直しに当たっては、団体と十分に協議をすることになっているため順次進めている。しかし、従前から補助金を出している事業等もあるため、なかなか協議が進まない。そのため、団体と協議中の補助金については、まだ根拠例規を定めていないという状況である。</p>
副市長	<p>もともと見直しの前になくてもならないものであるため、交渉が進んでいないから例規の整備ができていないというのは少し正確ではない。</p>

補助金の効果の見直しについて、基本的な考え方を述べたい。今までは補助金削減ルールということで、補助金は削減ありきで進めてきた経緯もあったが、今回の事務事業の見直しに当たっては、必ずしも削減すべきというような視点では行っていない。

補助金は公益のための補助であり、公益及び市民のために必要であれば、増やすことがあっても良い。補助金がどのように使われているかをゼロベースで見直し、増やす必要があれば増やすことを考えて良い。事務事業の見直しで、市長からも団体に対し削減ありきで協議をしているのではないかと指摘を受けており、市長にもそのような苦情が入るようである。削減ありきではなく、補助金の必要性を見極めて見直しをするべきであり、その意味では時間を掛けても良いと言っている。

補助金の種類については、個々の事業に充てる補助金である事業費補助と団体の運営そのものの補助金である運営費補助の二つがある。透明性の面からも、事業費補助という形を基本としている。そのため、運営費補助の内容を細かく吟味して事業費補助として認定できるものは変更していくことを基本スタンスとしている。しかし、活動内容によっては運営費補助をして良い団体もある。

補助金を交付している団体は市政に協力していただいている、市政を進めていく上で必要であるため補助金を交付している。そのような状況であるため、その団体の理解を得られないで、削減ありきということで誤解されては困る。そのため、そのようなことがないようにしっかり理解を深めた上で、なおかつ市の財政事情等も理解していただいて、真に必要な補助金という形に変えていく。その点では、先ほど津佐委員から補助金の額が多い団体から協議を始めるという指摘もあったが、必ずしもそういうわけではない。また、少額の補助金では数万円程度のものからあり、多岐にわたるので、補助金の多寡にかかわらず、きちんと団体と相談をして、本当に削減できるのか、あるいはよ

	<p>り活発化するようなことがあるのかをしっかりと見極めて、お互いに納得した上で決定するように指示している。そのため、少し時間が掛かっている。</p> <p>また、先ほど補助金の総額が約6億円という話があったが、この中には私立保育所への補助金も含まれている。これは国の制度で決まっているため削減という話ではない。また、ほかにも地域活動支援センターの補助金など制度上決まっている補助金も含まれているため、6億円という数字になっている。</p> <p>市のスタンスは理解した。ただ、副市長の話の中で、活発な活動を行っている団体には補助金を出してもいいとあったが、資料によると地区社協は活発に活動しているところとそうでないところがある。それにもかかわらず、一律10万円の補助金を出している。先ほどの副市長の話とスタンスが異なっていると感じる。</p>
津佐委員	<p>副市長</p> <p>地区社協については、地区によって温度差があるのも事実である。ただ、その補助金は、まず社会福祉協議会に交付していて、それを地区社協に振り分けている。地区社協については、市もできるだけ活発化させるため取り組んでいる。社会福祉協議会の補助金は地区社協分も含んでいて、社会福祉協議会が10万円ずつ配分している。なお、社会福祉協議会は内部留保が多く、現在補助金を一時的に停止している。内部留保が適正な額になった時点で支給を再開することを考えている。</p>
中野委員	<p>今、副市長の説明で事業費補助が基本的な考えだと分かった。そのため、年度によって団体と折衝して柔軟性のある形で決まるのか。</p>
副市長	<p>先ほどの周年事業等は年度によって内容が異なるが、基本的に各団体は毎年大体同じような事業を行っている。その意味では金額はあまり変わらないが、運営費補助を行っている団体もある。補助額が年間数万円という団体は、運営費補助という形になっていると思う。これは、団体の方々の話を聞くと、市と一緒に市のために活動しているということがあり、そのつな</p>

	<p>がりが一番大事だということで、ある意味では金額の問題ではないという面がある。</p> <p>もっと事業規模を大きくしたいとか、大きくするべきなのにできてない団体に対して補助金を増やすということはあるが、団体が新たに事業を行える状況はあまりない。そのため、毎年事業費補助の金額が変わるかという、基本的には変わらない。現状は、今まではっきりしてなかった補助金の中身を事業費という形でしっかり位置付けていくことを基本のスタンスにしている。</p>
山崎委員	<p>資料4ページに、内部留保が生じている団体は今後の協議の中で減額若しくは一時停止とあるが、その協議のルールを作成は具体的にどう進めているのか。例えば、個別に話し合っても既得権益であるので、思うように進まないというのが実情だと思う。例えば、それぞれの団体に内部留保を今後どう活用していくかといった計画書を出していただいて、その計画書をベースに協議し、その中で判断をしていく方法が考えられる。協議の方法はいろいろあると思うが、何か具体的に考えていることがあれば聴きたい。</p>
副市長	<p>基本的に、各団体との交渉は担当課に任せてあるため、私から協議の具体的な方法を示していることはない。</p> <p>金額の多い団体については、今の山崎委員の話も十分参考になる。いずれにしても、補助金を出している団体との関係で、同じ方向性や共通認識を持ちながら、市とともに市民サービスを充実させていくことをはっきりした上で、そのために補助金が幾ら必要かという議論にしていきたい。</p>
山本会長	<p>補助金の在り方の検討について事務局の説明を了承することで良いか問う。</p>
< 異議無し >	
山本会長	<p>給付サービスの見直しについて事務局の説明を求めた。</p>
行政管理課長	<p>< 資料に基づき、給付サービスの見直しについて説明 ></p>

山本会長	<p>給付サービスの見直しについて質疑及び意見を求めた。</p>
津佐委員	<p>資料13ページの国費及び県費を伴う扶助費に児童通所放課後等デイサービスがあるが、急激に増加している。これは28年3月の厚生労働省通知が影響しているのか。それとも別の理由があるのか。</p>
障がい者支援課長	<p>平成26年度に法改正があり、障がい者への給付が大幅に変更になった。そのため、26年度から新しい事業として幾つかのサービスが開始され、事業者数が増えている。それに応じて、障がい児の利用数が増えているのが現状である。</p>
副市長	<p>あえて資料の表を載せたのは、この国の通知とも関係がある。放課後等デイサービスの利用がかなりの勢いで伸びている。障がい者に対する支援も必要ではあるが、利用が増加している一番の理由は周知が進んでいることと、介護保険等と比べると利用できる限度が多いという状況がある。もちろん、真に必要なものについては当然支給すべきである。</p> <p>放課後等デイサービスだが、事業者が療育をしないでテレビを見させるだけということや、送迎として巡回するだけで帰宅させているという実態もある。また、時間ではなく一日幾らという捉え方であり、短い時間でも長い時間でも預ければ同じ報酬である。新聞でも問題があると報じられたこともあり、市としても、国が見直しを図るということで、期待していた。しかし、資料にも抜粋を記載したが、28年に出た通知では市に事業者への指導や支給量の適切な判断など丸投げをしたような形である。</p> <p>今のところ今後も増加していく傾向にあるため、事業者に対して指導をして適正な療育を行わせ、利用者に対しても適正な支給量を認定していくことが課題になる。そのため、あえて資料に記載したものである。</p>
山崎委員	<p>難病療養者見舞金について、数字を見るとかなり伸びている。もちろん難病者に対する支援は必要ではある。</p> <p>災害や悲報があったときにお見舞いとして金銭を</p>

生活支援課長補佐	<p>送ることがあるが、1回という形が一般的である。しかし、難病見舞金は1回の見舞いではなく、継続的に支給している。当然そうなると、対象者が増えて、ますます負担が大きくなると考える。必要性を認めた上で、この「見舞金」という名称は本当に妥当なのか。「助成」や「手当」といった名称の方が良いのではないか。もし「見舞金」ということであれば適正な額の支援を1回だけ行う方法もあると考える。</p> <p>名称について、「見舞金」というと一時的なものであり、今の制度にそぐわない。そのため、31年度からの名称の変更について検討している。</p>
山本会長	<p>給付サービスの見直しについて事務局の説明を了承することで良いか問う。</p> <p><異議無し></p>
山本会長	<p>使用料等の負担の適正化について事務局の説明を求めた。</p>
行政管理課長	<p><資料に基づき、使用料等の負担の適正化について説明></p>
山本会長	<p>使用料等の負担の適正化について質疑及び意見を求めた。</p>
谷田貝委員	<p>資料17ページの火葬料、式場使用料について、何年前かに市民火葬料の有料化という話が出た記憶がある。そのときは、誰もが関わる火葬であるため、無料で良いのではないかという意見を言った気がする。しかし、今資料の表を見て改めて感じるのが、市の市民火葬料が無料であり、市外の人火葬料も安いいため、実際に市の火葬場に流山市などから来る人が多く、火葬場が混むという事実があると思う。柏市、流山市及び我孫子市は市外火葬料が82,500円であるが、市民火葬料が4,600円であり、この差は大きい。一方、市は市外火葬料が2万6千円のため、市外の利用者が多いのではないか。そのため、市外の人引き上げて、近隣に合わせる必要があるが、市外だけを引き上げると、市民は無料では差があり過ぎてしまう。絶対に誰もが使用することになる火葬が有料というのは仕方のない現実と思う。</p>

山本会長

市の施設として、市民が有効に使えないという問題がある。その辺について何か意見はあるか。

副市長

谷田貝委員の発言のとおり、市民火葬料の問題は26年の見直しでは当面無料となった。その前の見直しの際は、公民館使用料と併せて市民火葬料についても、有料化している団体が多いので有料化すべきという答申もあったが、影響が大きいということで、見送っている現状がある。

今回も改めて調べたが、随分安いと思った。市外の方が来るので、夏場などに火葬の順番を待つということがある。そのため、今回の方針にも記載したが、市外の料金は思い切って上げる必要があると思っている。ただ、市民火葬料については、谷田貝委員からは有料化も仕方がないだろうという意見もあったが、今まで無料で行ってきた経緯もあり、有料化しても収入として大きな額にはならないため、当面は無料を維持することを考えている。ただ、先ほど事務局から説明があったように、市外料金を高くすると市外の利用が減ってくるため、使用料収入は将来的には減少する。運営経費は掛かるので、収支を見極めて、必要に応じて市民火葬料の有料化も市民の理解を得て行っていきたい。

谷田貝委員

高齢者が増加している中で、実際に待合室が和室であると、車椅子が入っていけないこともある。そのため、きちんと火葬料を払って快適に使用したいという話があるのも現実である。

山崎委員

副市長の言うように、市民火葬料を有料化しても、実際の財政効果は多分少ない。しかし、私の考えだが、財政効果の多寡ではないのではないか。負担の適正化ということは大分前から議論をして様々な意見が出ている。結論から言うと、使用料について全国的な統一された考え方がないという実情がある。そうすると原点に返った考えで、受益者負担が良いと思う。金額は負担感をなるべく抑える等の工夫ができ、例えば、近隣で最も安い松戸市の市民火葬料の3千円をベンチマークとする方法もある。受益者負担を柱として打

副市長	<p>ち出している以上、金額の多寡ではなく、有料化を図るべきではないかと思う。</p> <p>これは21年からの課題であり、相当迷っている部分である。今回、市外火葬料を上げる場合に、市民火葬料が無料のままが良いのかということは相当議論したが、なかなか難しい。本日、審議していただいて、各委員から高額でなければ有料化した方がいいのではないかという意見もあるので、ほかの委員の皆さんの意見も同じであれば、市長とも協議した上で、次回の委員会で検討させていただきたい。そのため、ほかの委員の意見も聴きたい。</p>
小松委員	<p>市外の利用者は年間でどれぐらいか。</p> <p>また、市民優先ということであれば、もう少し市外火葬料を上げるということも必要であると思う。また、受益者負担ということもあるため、市民火葬料を有料化しても良いのではないかと考える。</p>
市民課長	<p>29年度では、野田斎場の火葬1,448件のうち、市外の利用が263件で18.2%である。一方、市内の利用が1,185件で81.8%となっている。</p> <p>また、関宿斎場は312件のうち、市外の利用が24件で7.7%であり、市内の利用が288件で92.3%である。</p>
中野委員	<p>施設を利用しない市民も受益者という考え方がよく分からない。市民の受益者負担は押さえて、市外と差をつけていくのか。それとも、市民の受益者負担を上げていく考えか。</p>
副市長	<p>受益者負担の考え方について、これまでは受益者負担は利用者が受益者ということで維持管理費用を限度として、受益者が使用料として負担するという考え方であった。ただ、実際は経費の方が相当高いので、いくら上げても使用料で受益者負担を徹底することはできない。そのため、平成9年も30%の改定率ということにした。</p> <p>今回、考えたのは公の施設は市民の利用を促進させることが一番の目的である。財政上の必要から、経費をどこまで受益者に求めるのか、あるいは市税の方に</p>

	<p>求めるのか考えたが、公の施設があるときは、今まで利用していない人も明日には利用もでき、いつ利用するか分からない。そのような中で、負担割合を加味はするが、利用した人だけがその経費を負担すると過度になると感じる。市民は誰でも利用できるという受益を持っているため、受益者負担はあまり高くは求められない。公の施設は市民の利用を促進することが目的であるため、財政の事情を第一にして使用料を上げ続けるという考え方は少し止めた方がいいのではないかとこのものが今回の考え方である。</p>
中野委員	<p>市外利用者に対しては利用者の負担を増やすが、市民に対しては増やさないという理解で良いか。</p>
副市長	<p>そのとおりである。基本的には使用料を増やせばいいという考え方ではなく、使用料の負担は、市外利用者に求める。今後、個別に近隣の団体の類似施設の使用料の実態を精査して、それぞれの施設ごとに、現状が適正なのか判断していきたい。</p>
津佐委員	<p>火葬料については、基本的に谷田貝委員の意見に賛成である。</p> <p>資料20ページ及び22ページの公民館使用料の項目で、公民館とコミュニティ会館の重複利用者も多いというところで「取扱いを整理する必要がある。」と記載がある。これについて、私は日本語として理解できない。</p>
行政管理課長	<p>社会教育活動という同じ目的であっても、公民館を使うときは無料である一方で、コミュニティ会館は有料ということがある。すぐに結論は出ないが、料金体系についても今後検討したいということで記載している。</p>
津佐委員	<p>そういう場合、「検討を要する」ではないか。「取扱いを整理する必要がある」という日本語があるのかと思った。</p>
副市長	<p>私が書いたわけではないため、察するところでは公民館は使用料を基本減免という取扱いをしている。同じ目的の団体が使っても、コミュニティ会館は減免の規定があっても減免はしていないので、その取扱いを</p>

整理するという意味である。そもそも、公民館使用料の減免の取扱いについて、条例が少し分かりにくくなっている。第1条で社会教育関係団体以外の使用料を決めるとして、別の条で社会教育上有益であると認められるときは減免するという二重の規定のようなこともあるため、整理しなければならない。

市は公民館の数も他団体と比べると多い。公民館は社会教育の場であり、様々な事業を行い、地域とのつながりとも非常に深い歴史がある。市の公民館は近隣の団体と比べると、同じ公民館であっても歴史的経緯が全く異なると思っている。そのため、この減免規定も地域の方の話いや公民館運営審議会等でいろいろ議論していただく必要もある。その中で、コミュニティ会館の減免の規定も併せてどのようにするのかという意味ではないかと思う。

中野委員

資料19ページで、使用料の算定について「維持管理費経費を利用人数ベースとした場合と、利用面積ベースとした場合とに分かれるが、いずれの場合も利用者が少ない施設ほど、使用料が高くなる」とある。使用する団体からすれば、その設定によって人数が多いほど負担が多くなる場合と人数が少ないほど負担が多くなる場合が考えられるが、どのようにバランスを取るのか。

行政管理課長

使用料を算定する場合に、ここでは人数ベースと面積ベースの考えを記載している。

年間の維持管理経費を人数で計算する代表的な所では総合公園のプールなどがある。例えば、年間の施設の維持管理費用を算出して、過去3年間の利用人数の平均で割り、一人当たりの維持管理費用を出して使用料を設定する考え方がある。

一方、面積ベースは例えば公民館など貸館を行っている所になる。公民館であれば、年間の維持管理経費を算出して、1時間当たりの平米単価を求めて、それに専有面積を乗じて使用料を設定する。このような2種類のパターンを記載している。

副市長

先ほどの津佐委員から指摘があった部分だが、最も

	<p>重要なことは減免の取扱いを整理することであるため、「減免の取扱いについて整理する必要がある。」に改めたい。</p> <p>また、市民火葬料について、委員から無料ではなく、受益者負担の考え方から少額でも有料にした方がよいのではないかという意見があったため、その辺を踏まえて、検討させていただいて次回の委員会で議論していただきたい。</p> <p>使用料等の負担の適正化について事務局の説明を了承することで良いか問う。</p> <p><異議無し></p>
山本会長	<p>議題2 ファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針の推進について</p>
山本会長	<p>ファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針の推進について事務局の説明を求めた。</p>
行政管理課長	<p><資料に基づき、ファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針の推進について説明></p>
山本会長	<p>ファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針の推進について質疑及び意見を求めた。</p>
谷田貝委員	<p>資料3 2ページに関宿南部幼稚園の記載があるが、関宿南部幼稚園と関宿中部幼稚園を統合し、二川小学校の空き教室を建て替えして、そこを利用するということか。</p>
営繕課長	<p>見直し前は関宿南部幼稚園の休園又は統合を検討するとし、関宿中部幼稚園については特に記載していなかった。見直し後は関宿南部幼稚園と関宿中部幼稚園の統合と合わせて、現在二川小学校の特別教室の一部に学童保育所が運営されているが、それを含めた形で最終的にどうするか検討するということである。</p>
副市長	<p>補足すると、今の行政改革大綱では関宿南部幼稚園の休園又は統合を検討するとした。その中の統合というのは、関宿南部幼稚園を廃止して関宿中部幼稚園に統合する方針があった。しかし、関宿中部幼稚園には駐車場の問題があり、前に進まなかった。</p> <p>そのため、今回は関宿中部幼稚園を廃止して関宿南部幼稚園に統合することも検討するという意味でこ</p>

津佐委員

のような記載になっている。また、二川小学校の木造校舎にある学童保育所も移転先がないので、先に進んでいない。幼稚園の統合問題を解決して、その上で二川小学校の特別教室の建て替えも検討していくという意味である。

26年度から、市はファシリティマネジメントの基本方針を策定し、長期的視点に立って、建物の維持管理を行ったとある。

そのような中で、小中学校の空調設備の問題が起きた。それに対する総括として、「基本的に施設管理はその施設の管理者が行うが、総務部営繕課において、全施設における維持管理の進行管理を行う」とある。しかし、以前から同じような形で対応していたのではないかと思う。1,234棟もある全施設を営繕課職員のみで管理することは当然できない。管理できるシステムを作る必要がある。

問題はそのシステム作りをどのように行うのかということである。例えば1,000棟を超える施設の定期点検や日常点検が考えられる。それぞれの施設によって点検の仕方は異なると考えられるため、マニュアルを作り、それに基づいたチェックをして、営繕課が確認するという相乗的な効果を持ったシステム作りを行っているのか。資料の記載からすると、また同じことが起こり得るではないかという印象を受ける。また、突き詰めると個人の責任という論理になってしまうと、組織の在り方が問われなくなる。市民の立場としては、空調設備などの問題は繰り返してはならない。多くの施設で老朽化が進んでいるため、様々な課題が出てくると思う。そのため、システム作りなどを行っているようであれば聴きたい。また、作成していないようであれば、作成すべきと考える。

副市長

定期的な清掃などが行われていなかったことも含め、大いに反省しなければいけない。個人の責任ということは思っておらず、組織的に対応ができていなかった。その一番は報・連・相が足りなかった。教育委員会も説明会で指示したきりで報告は全くもらって

いなかった。

営繕課の職員も全てできるわけではないので、基本的には進行管理を行い、施設管理者が日常点検を行わなければならない。今後は、必ず報告を行わせていかなければならない。指示をして、そのままにしておくようでは同じようなことが必ず起こると考えている。津佐委員の言うように施設の種類によって、日常点検等の方法はそれぞれ個別であるため、個別のシステム作りという点ではこれからである。基本的には、それぞれの施設で点検マニュアルを作る必要があると考えていて、津佐委員の話のような方向でシステム化は図っていききたい。

山崎委員

今の話は、私もそのとおりだと思う。この資料を最初見たときに、考え方はそのとおりであると感じた。ファシリティマネジメントを行い、施設をどう長寿命化するかという考え方は正しいと思うし、問題はそれをどう実行するかである。今、副市長の話にもあったが、マニュアルや実行計画などで行う方法もあるし、できたら組織横断型に見える化を図ったらどうか。恐らく、築21年以上がポイントだと思う。全施設の80%が築21年以上であり、何らかの改修が必要となるなど課題があると思う。その必要性や緊急の度合いに応じて、SABCではないがランク付けをして、具体的にどう対応するかなどを活動計画書に落とし込む。そして、それを全体で見える化をして進捗を確認する方法はどうか。維持管理で遺漏してしまうことは、起こり得るため、そういったことをできるだけ防いでいくシステム作りをして、見える化をしたら良いと思う。

副市長

そのとおりだと思う。

先ほどの説明に補足すると、これまで修繕は、各担当施設管理者が修繕の必要性があるものを予算計上して、それを財政課で査定していく形だった。しかし、財政課は実際に現地にも行かないので、優先順位をつけることなどが難しい状況があった。今は、営繕課を作って各施設を回って優先順位を決めていく形にし

津佐委員	<p>たが、点検は相変わらず施設管理者に任せていたところもある。</p> <p>また修繕について、見える化の話もあったが、それらもしっかり考えていかなければいけない。これからますます老朽化が進むため、維持管理については神経を細やかにしていかなければならない。</p> <p>ただ、他市ではファシリティマネジメントを行う際に、修繕などの履歴や更新の時期などのデータをシステム化している。しかし、システムの更新などで多額の費用が生じ、手が付けられないという結果になっているところもある。そのため、システム化はできればアクセスなどを活用して行っていきたい。業者のシステムでは良くないと考えている。</p> <p>日常点検のマニュアルを徹底する必要がある。それを有機的に様々な組織が問題意識を持って実施していくことが重要である。</p>
営繕課長	<p>資料25ページで築年数が不明の公共施設が349件と記載してある。しかし、不明ということはあり得るのか。</p> <p>主となる建物については当然把握しているが、小規模な倉庫や小屋などは老朽化の度合いが激しい。施設運営をしていく中で建て替えてしまうと、その履歴が残っておらず、不明となってしまうことがある。この不明ということは、主となる建物ではなく付属の倉庫など過去の資料からどうしても年代が判別できないものである。</p>
谷田貝委員	<p>不明なものについて、もしかして合併前の関宿の建物なのではないかと思ってしまった。</p> <p>ファシリティマネジメントを考えるとときにいつも思うのが、老朽化した関宿斎場火葬棟については、いつも同じ文言で引き継がれていて、とても気が重い。これは確か昭和30年代に建設されたと記憶している。</p>
市民課長 谷田貝委員	<p>関宿斎場火葬棟は昭和39年に建設されている。</p> <p>それに相当な維持管理費及び定期的改修費が掛かっているという話も度々聴いている。もしかして、財</p>

政に大きな影響を与えているのではないかと行政改革推進委員会の資料を見るたびに感じている。行政改革大綱の考え方では、「火葬棟を廃止した場合の影響を精査した上で」ときちんとして記載しているが、関宿斎場火葬棟を廃止したらそれなりに関宿地区の住民意見があると思う。しかし、本日の使用料等の負担の適正化の資料を見ると、火葬場は流山市、我孫子市及び柏市で一つ。春日部市、蓮田市、白岡市及び杉戸町で一つである。市が関宿町と合併して15年以上に渡り、二つの火葬棟を維持してきたことは、大変なことだったと思うし、どこか改めなければならないとも思う。実際に、関宿斎場で火葬を経験してみると、黒い煙が上がって匂いのする煙が足元に立ち込めるといふこの火葬場にもないような火葬である。これを続けていくのは、無理があると思う。

田中副会長

施設管理者は施設の状況を把握して、危険性を認識ができるのか。

営繕課長

27年度に営繕課が設置されてから、一般の事務職員が日常的に点検をするように定期的に通知を出している。その中で、主となるものは目視点検になるが、例えば壁にひび割れが入ったり、部分的な破片の落下がある場合は必ず営繕課に報告をして、今後の処置を相談してほしいとしている。一般の事務職員では見つけられない見えない部分を、例えば法定点検や定期点検といった専門業者による点検で洗い出していく。施設の用途等によって、どの程度の頻度で行うか、様々だと思うが、一般的には施設管理者はほぼ毎日施設にいるため、日常の状況を把握してもらおう。その上で、更に何か疑問がある場合は、営繕課に相談していただく。

山本会長

既に、日常点検のマニュアルやチェックリストはあるが、もう少し詳細化した点検マニュアルを今後作っていく方向で準備をしている。

ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進について事務局の説明を了承することで良いか問う。

山本会長
行政管理課長
山本会長

< 異議無し >

その他、連絡事項の有無を事務局に問う。

< 次回の日程をお知らせする。 >

午後 4 時、閉会を宣言した。

以上